平成２８年第２回

中部知多衛生組合議会定例会

会　　議　　録

中部知多衛生組合

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

招　　　　　集	平成２８年６月１５日（水）
開　催　場　所	常滑市役所４階第３会議室
開　　　　　会	午前１０時２５分
閉　　　　　会	午前１０時５５分

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

◎議事日程

日程第１　　仮議席の指定
日程第２　　議長選挙
日程第３　　会議録署名議員の指名
日程第４　　会期の決定
日程第５　　副議長選挙
日程第６　　議席の指定
日程第７　　諸般の報告
　　　　　　例月出納検査結果（平成２８年１月～３月分）
日程第８　　報告第１号
　　　　　　し尿処理施設整備方針について
日程第９　　議案第４号
　　　　　　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第１０　議案第５号
　　　　　　中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
日程第１１　議案第６号
　　　　　　中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第１２　同意案第１号
　　　　　　中部知多衛生組合監査委員（識見を有する者）の選任について
日程第１３　組合議会議員派遣の件

◎本日の会議に付議された事件

議事日程のとおり

◎出席議員（１５名）

１番　澤田　　勝	２番　久世孝宏
３番　成田吉毅	４番　鈴木幸彦
５番　渡辺昭司	６番　森田義弘
７番　鈴木一也	８番　大岩　　保
９番　石川義治	１０番　青木信哉
１１番　川原和敏	１２番　盛田克己
１３番　杉江繁樹	１４番　成田勝之
１５番　相羽助宣	

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者	片岡憲彦
副管理者	榊原純夫
副管理者	籾山芳輝
副管理者	栗本儀則
半田市副市長	藤本哲史
武豊町副町長	各務正巳
会計管理者	水野真弓
場長	浜島　靖
主任	山本桂路
主任	石川　収
常滑市環境経済部長	竹内洋一
半田市市民経済部長	笠井厚伸
武豊町生活経済部長	鬼頭研次
常滑市生活環境課長	谷川宜隆
半田市クリーンセンター所長	近藤正勝
武豊町生活経済部次長兼環境課長	竹内誠一

◎ 議会事務局職員の出席者

書記	森芳裕

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

午前　　１０時２５分　開会

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

場長（浜島　靖）　それでは引き続きまして、中部知多衛生組合議会定例会に移らせていただきます。先ほど申し上げましたように、半田市議会及び常滑市議会の組合議員の選挙に伴いまして、当組合議会の正・副議長が現在欠員となっております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことと定められております。出席議員の中で、盛田克己議員さんが年長の議員でありますのでご紹介させていただきます。それでは盛田克己議員さん、臨時議長をよろしくお願いいたします。

（盛田克己議員　臨時議長席着席）

臨時議長（盛田克己）　皆さん、おはようございます。ただ今ご紹介をいただきました、盛田克己でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時議長の職務を行います。なにとぞ、よろしくお願いいたします。ただ今から、平成 28 年第２回中部知多衛生組合議会定例会を開会いたします。招集に際しまして、管理者からあいさつの申し出がございますのでこれを許します。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦）　議長のお許しを頂きまして、開会にあたり、謹んでごあいさつを申し上げます。本日は、平成 28 年第２回中部知多衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。日頃は、中部知多衛生組合の運営につきましてご高配を賜り、敬意と感謝を表する次第でございます。本日の議会は、各市町の議会におきまして、組合議員の選挙が行われ、新しく組合議員が選出されましたので、それに伴う正・副議長の選挙が必要でございます。どうぞよろしく、お願い申し上げます。また、本日、付議申し上げます案件は、報告 1 件、条例の制定案１件、条例の一部改正案２件、中部知多衛生組合監査委員の選任についての同意案１件と組合議会議員派遣の件の計６件でございます。慎重にご審議賜り、ご決定賜りますようお願い申しあげ、招集に際してのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます

臨時議長（盛田克己）　ありがとうございました。ただ今の出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので本日の会議を開き、議事日程の順序に従い会議を進めます。本日の議事日程は、お手元に配布しましたとおりで

ございますので、よろしくお願いいたします。これより日程に入ります。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第１　　仮議席の指定

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

臨時議長（盛田克己）　日程第１「仮議席の指定」をいたします。ただ今ご着席の議席を仮議席と指定いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第２　　議長選挙

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

臨時議長（盛田克己）　日程第２「議長選挙」を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第２項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（盛田克己）　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（盛田克己）　ご異議なしと認めます。よって臨時議長において指名いたします。議長に相羽助宣議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました相羽助宣議員を、当選人と定めることにいたしまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（盛田克己）　ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、相羽助宣議員が議長に当選されました。ただ今当選されました相羽助宣議員には、本席から当選告知をいたします。ここで、議長の承諾及び就任

の挨拶をいたします。相羽助宣議員。

議長（相羽助宣）　ただ今は議員の皆様のご推挙をいただきまして、大変光栄に存じます。議事運営につきましては不慣れではございますが、一生懸命議長の職務を全うしていきたいと思います。どうか、皆様方の格別のご支援をいただけますようお願いを申しあげまして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

臨時議長（盛田克己）　ありがとうございました。これをもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

（議長交代）

議長（相羽助宣）　それでは、これより議長としての職務に就かせていただき、議事運営させていただきます。議事運営につきましては、大変不慣れでございますので、皆様の格別のご協力をお願いいたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第３　　会議録署名議員の指名

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　それでは、日程第３「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りをいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。署名議員には、７番鈴木一也議員、12 番森田克己議員を指名いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第４　　会期の決定

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第４「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の１日間と決定いたしました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第５　副議長選挙

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第５「副議長選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第２項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推せんによることと決しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。副議長に、成田勝之議員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今議長において指名をいたしました、成田勝之議員を当選人と定めることにいたしまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました成田勝之議員が、副議長に当選されました。ただ今当選されました成田勝之議員に、本席から当選告知をいたします。ここで、副議長の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。成田勝之議員。

副議長（成田勝之）　常滑市議会議員の成田勝之でございます。議長のお許しをいただきまして、謹んでごあいさつを申し上げます。ただ今は、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、大変光栄に存じております。一生懸命、副議長の職務を務めてまいりたいと思います。どうか、皆様方の格別のご支援をいただきますよう、お願いを申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第６　　議席の指定

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第６「議席の指定」を議題といたします。お諮りいたします。議席は、議長において指定いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議長において指定いたします。議席は、ただ今ご着席のとおりといたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第７　　諸般の報告

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第７「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例月出納検査結果１月、２月、３月分」について、報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第８　　報告第１号

し尿処理施設整備方針について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第８報告第１号「し尿処理施設整備方針について」を議題といたします。本案に関しての報告を求めます。場長

場長（浜島　靖）　ただ今議題となりました、報告第１号「し尿処理施設整備方針」につきまして、ご報告を申し上げます。先程行われました中部知多衛生組合議員連絡会議にてご説明させていただきましたが、当組合施設は老朽化が著しく、下水道放流方式として延命化するため、施設を整備する手法は、前処理・前脱水方式といたしまして、循環型社会形成推進交付金の対象事業を目指します。事業方式としましては、ＤＢ＋Ｏ方式といたします。この整備方針につきまして、去る平成 28 年５月 30 日に行われました中部知多衛生組合構成市町長会議において「施設整備手法及び事業方式」について執行部で了承いただきました。議員の皆様にも、「施設整備手法及び事業方式」につきましてご了承賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（相羽助宣）　報告は終わりました。これより報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　質疑を終結いたします。本件は、以上、報告のとおりでありますので、了承するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、報告第１号を了承しますので、お願いいたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第９　　議案第４号
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第９議案第４号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長

場長（浜島　靖）　ただ今議題となりました、議案第４号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」につきまして、補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末の資料２をご覧ください。１　趣旨で

ございますが、不服申立制度の審理手続において、客観性、公平性及び透明性を向上させ、国民の権利利益の救済などを図る観点から、行政不服審査法が全部改正され、平成28年４月１日から施行されました。そのため、改正前の行政不服審査法により不服申立てに関する事項を規定している関係条例を改正するものでございます。次に、２ 行政不服審査法の主な改正内容でございますが、４点ございまして、まず、（１）不服申立ての審査請求への一元化については、従来、不服申立ての種類は、不服申立てに係る処分を行った処分庁に対する異議申立てと処分庁の直近上級行政庁に対する審査請求の２種類がございましたが、法改正により審査請求に一元化されました。次に（２）審理員制度の導入でございます。審査請求に対する審理において、公平性を図るため、処分に関与していない職員が審理員となり、審理を行う制度が導入されました。３点目の第三者機関への諮問手続の導入については、審理員が行った裁決案の妥当性をチェックし、客観性・公平性を確保するため、第三者機関への諮問が義務付けられました。最後、（４）審査請求期間の延長については、権利利益の救済機会を確保するため、審査請求期間が60日以内から３か月以内に延長されました。次に３ 改正の対象となる条例でございますが、「中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」始め記載のとおり３つの条例について一部改正を行います。かっこ内の条番号は、今回の整理条例の条番号でございます。次に４ 条例の主な改正内容でございます。まず、項目の１ 不服申立ての審査請求への一元化に係る改正では、中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、「不服申立て」の字句を「審査請求」に改めるものでございます。次の、２ その他の改正については、関係条例の法律番号又は条項ずれを改正するものでございます。１枚はねていただき、５ 条例の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用するものでございます。恐れ入りますが、議案書１ページにお戻りください。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定をするものでして、関係条例を改正するものでございます。附則におきまして、施行日を規定しております。次に、資料１をご覧ください。各条例の一部改正新旧対照表でございます。関係条例ごとに記載をしておりまして、「中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」から「中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例」についてまでを整理しております。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、議案第４号の補足の説明とさせていただきます。

議長（相羽助宣）　説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案を可とするに決しました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第 10　　議案第５号

中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の

公表に関する条例等の一部改正ついて

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第 10 議案第５号「中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。本案に関しての提案説明を求めます。場長。

場長（浜島　靖）　ただ今議題となりました、議案第５号「中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正」につきまして、補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末の資料２をご覧ください。１　趣旨でございますが、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成 28 年４月１日に施行されたため、関係する条例の改正を行うものでございます。次に、２　改正内容ですが、（１）「中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の改正につきましては、地方公務員法第 58 条の２におきまして、人事行政の運営等の状況の公表すべき事項が規定されておりまして、地方公務員法の一部改正により、公表すべき事項が追加されたため、所要の改正を行うものでございます。追加されました事項につきましては、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況の３項目でございます。次に（２）２つの条例につきま

して、引用条文のずれに伴う改正でございまして、地方公務員法第24条第６項を同条第５項に改正するものでございます。２つの条例は、「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例」の２条例でございます。３　施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用するものでございます。それでは、恐れ入ります。議案書１ページにお戻りください。中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正するもので、関係条文を改めるものでございます。１ページ下段から、１枚はねていただき、２ページ、附則でございますが、本条例の施行期日及び経過措置を規定しております。次に、資料１をご覧ください。今回、下線部分を改正するものでございます。資料１の１ページ上段は、中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表でございます。１ページ下段から２ページまでが、引用条文のずれに伴う関係条例の一部改正新旧対照表でございます。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、議案第５号の補足の説明とさせていただきます。

議長（相羽助宣）　説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案を可とするに決しました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第 11　　議案第６号

中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部改正について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第 11 議案第６号「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本案に関しての提案説明を求めます。場長。

場長（浜島　靖）　ただ今議題となりました、議案第６号「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」につきまして、補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末の資料２をご覧ください。１　趣旨でございますが、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 27 年６月 24 日に公布され、平成 28 年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、２　改正内容ですが、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたため、本学校の前期課程に子が通学する職員についても早出遅出勤務の対象とするよう改正するものでございます。また、「特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員」につきましては、これまでも対象でありましたが、今回の改正にあわせて明確化するものでございます。３　施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行し、平成 28 年４月１日から適用するものでございます。恐れ入りますが、議案書１ページにお戻りください。中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでして、関係条文を改めるものでございます。附則におきまして、施行日を規定しております。次に、１枚はねていただき、資料１をご覧ください。中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表でございます。今回、下線部分を改正するものでございます。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、議案第６号の補足の説明とさせていただきます。

議長（相羽助宣）　説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案を可とするに決しました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第 12　　同意案第１号
中部知多衛生組合監査委員（識見を
有する者）の選任について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第 12 同意案第１号「中部知多衛生組合監査委員（識見を有する者）の選任について」を議題といたします。本案に関しての提案説明を求めます。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦）　ただいま議題となりました、同意案第１号「中部知多衛生組合監査委員の選任について」ご説明を申し上げます。同意案第１号は、中部知多衛生組合監査委員のうち、識見を有する者として選任されておりました、半田市の久世孝宏氏が、平成 28 年６月 14 日をもって辞任され、欠員となっておりますので、半田市の中村宗雄氏を識見を有する者として選任いたしたく、中部知多衛生組合規約第 11 条第２項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。中村宗雄氏の住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。なにとぞ皆様方全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（相羽助宣）　説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は

ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　討論を終結いたします。これより、採決を行います。同意案１号は、原案に同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、同意案第１号は、原案のとおり同意することに決しました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第 13　　組合議会議員派遣の件

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第 13「組合議会議員派遣の件」を議題といたします。別紙、お手元に配布の「組合議会議員派遣の件」でお示しのとおり、組合議会議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、別紙「組合議会議員派遣の件」のとおり、議員を派遣することに決しました。なお、内容について変更が生じた場合、議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたしたいと思います。閉会にあたりまして、管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦）　議長のお許しを頂きまして、閉会にあたり謹んでごあいさつを申し上げます。ただいまは、ご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議いただき、ご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

当組合の管理運営につきましては、副管理者の半田市長さん、武豊町長さんとも、十分協議しながら、効果的、効率的な管理運営に努めてまいる所存でございます。議員の皆様方には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（相羽助宣）　これをもちまして、平成 28 年第２回中部知多衛生組合議会定例会を閉会いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

午前　　１０時５５分　閉会

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２８年　６月３０日

議　　長　　相　羽　助　宣

臨時議長　　盛　田　克　己

議　　員　　鈴　木　一　也